

郡山市勤労青少年ホーム使用料免除基準

(趣旨)

第1条 この基準は、郡山市勤労青少年ホーム条例（昭和46年郡山市条例第33号。以下「条例」という。）第9条及び郡山市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和46年郡山市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づく使用料の免除について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の免除)

第2条 規則第6条第1項第2号に規定する使用料の免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、営業、営利その他これに類する目的をもって勤労青少年ホームを使用する場合には、適用しない。

- (1) 市内の社会教育団体が住民の教育目的又は公共的な活動に使用する場合 全部免除
- (2) 市内の町内会等自治組織がその設立の目的達成のために使用する場合 全部免除
- (3) 市内の行政施策を推進するための補完的業務を行う組織がその目的達成のために使用する場合 全部免除
- (4) 市内の福祉団体がその設立の目的達成のために使用する場合 全部免除
- (5) 前各号以外の公共的団体が直接住民の利益に関する事業で使用する場合 2分の1免除
- (6) その他教育委員会が適当と認める場合 教育委員会が認める額

(使用料免除の制限)

第3条 冷房及び暖房の使用料は、条例第9条第1号及び第2号に該当する場合を除き、免除しない。

2 条例別表第2に規定する使用料は、条例第9条第1号及び第2号並びに次の各号に該当する場合を除き、免除しない。

- (1) 市民文化祭で市民文化祭実行委員会が使用する場合 全部免除
- (2) 市民文化祭で市内の高校及び大学が使用する場合 5分の4免除
- (3) 市民文化祭でその他の文化団体が使用する場合 2分の1免除
- (4) 市内の行政施策を推進するための補完的業務を行う組織がその目的達成のために使用する場合 2分の1免除
- (5) 他の自治体が直接住民の利益に関する事業で使用する場合 2分の1免除
- (6) その他教育委員会が適当と認める場合 教育委員会が認める額

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。